

令和6年度 第1回丹波市立隣保館運営委員会会議録（要旨）

日 時：令和6年7月19日（金） [開会] 午後2時 [閉会] 午後4時15分
場 所：丹波市立氷上文化センター 研修室
出席委員：山本寿朗（委員長）、森奥和代（副委員長）、目賀多 茂（委員）、永井 登（委員）、常石孝子（委員）、細田 勉（委員）、松井宣子（委員）、麻田 剛（委員）、北村久美子（委員）、藤森留里子（委員）
欠席委員：なし
事務局：細見正敏（丹波市副市長）、谷水 仁（まちづくり部長）、堂本祥子（人権啓発センター所長）、山本昌彦（隣保館係長）、藤原泰志（氷上文化センター館長）、八尾滋樹（七日市会館館長）、柳川瀬武彦（相談指導員）
傍 聴 人：なし

※会議全体の進行：所長

1 開会 （事務局）

- ・後ほど正副委員長が決定されるまでの間は進行の方を私が務めさせていただきます。
- ・現時点でも10名中9名の方ご出席いただいております（後刻1名途中出席）。隣保館運営委員会設置要綱の第6条で、本委員会が過半数の委員の出席で成立すると記載されておりますので、会議が成立しております。

2 委嘱書の交付

- ・副市長から委員に委嘱書を交付

（事務局）

- ・皆様には、令和8年6月30日まで、本運営委員会委員としてお世話になりますが、よろしく願い申し上げます。

3 あいさつ （細見副市長）

本日は任期が新たに変わり、改まりましての1回目となります隣保館運営委員会でございます。名簿の方を少し見させていただきますと、今期から新たに委員さんにお世話になります方、それから前期（前年）より引き続いてお世話になる委員さん、それぞれよろしくお願いいたします。さて、平素は丹波市政へのご理解ご協力を賜っておりますこと、心より感謝申し上げます。丹波市では、令和4年3月に策定いたしました第3次丹波市人権施策基本方針に基づきまして、市民一人ひとりの人権が保障され、お互いに支え合い、幸せに暮らせる人権尊重社会の実現に向けて様々な事業を行っているところでございます。隣保館は、社会福祉法第2条に基づく隣保事業を実施する施設になります。地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民同士の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして位置付けられておりまして、相談事業、啓発、広報活動、交流事業などを実施し、同和問題をはじめとする人権啓発事業の展開を図っているところでございます。その隣保館の運営に当たりまして、市民の意見を反映するというところで、この運営委員会を設置しているものでございます。そのう

ち、昨年度の隣保館事業の報告や、今年度の事業計画をご説明申し上げますが、忌憚のないご意見をいただき、今後の隣保館運営に役立てて参りたいと思っております。本日はよろしくお願いいたします。

4 自己紹介

- ・委員自己紹介

5 正副委員長の選出

(事務局)

- ・資料4「丹波市立隣保館運営委員会設置要綱」をご覧ください。こちらの第5条で委員長及び副委員長は、委員の互選によるとなっております。つきましては、この場で皆様に、正副委員長の選出の方法についてお諮りさせていただきます。選出方法はいかがいたしましょうか。

(委員)

- ・事務局一任。

(事務局)

- ・初回ということもありまして事務局で候補者を考えさせていただいております。委員長に山本寿朗委員、副委員長に森奥和代委員をご提案させていただきます。皆様、ご意見等はございますでしょうか。

(委員一同)

- ・異議なし。お願いします。

(事務局)

- ・本委員会の委員長には、山本寿朗委員、副委員長に森奥和代委員ということで決定させていただきますと思います。

6 正副委員長あいさつ

(委員長)

私もこの運営委員を長い間させてもらっておりますが、まだ隣保館運営委員会というのがわかっていない面もあるかもしれません。今回、新しい委員の方もおられる中で、協議し今後の事業運営につなげていけるようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(副委員長)

私も何年か引き続きさせていただいていますが、まだまだ勉強させていただくことばかりでございます。皆さん、各方面から出てきていただいておりますので、ご意見を出していただきまして、この会が、より良い方向にいくよう、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ここからの司会進行につきましては、委員長よりお願いしたいと思います。

(委員長)

- ・資料の丹波市立隣保館運営委員会に関する運営要領第2条で、会議の公開又は全部もしくは一部の非公開は、委員長が会議に諮って、これを定めることとなっております。本日の議事では、特段個人情報特定されることがないと考えられますので、公開とします。なお、議論を進めていく中で、個人が特定されるような場合となった場合は、非公開とさせていただくことでよろしいでしょうか。

(委員全員)

- ・了承

7 確認事項

- ・運営委員会の趣旨について

(事務局)

- ・隣保事業の経過の説明
- ・資料2「隣保館設置運営要綱」の説明
- ・資料3「丹波市立隣保館条例」の説明
- ・資料4「丹波市立隣保館運営委員会設置要綱」の説明

(委員長)

ただいま事務局の方から説明がありました。この件につきまして、何かご意見、ありましたらお願いします。

(委員)

今、隣保館の条例について説明があったのですが、委員会についてはわかったのですが、審議会は開かれたことがあるのでしょうか、ないのでしょうか。

(事務局)

資料3、隣保館条例の2ページ目に第10条に運営審議会という規定がございます。平成23年頃に運営審議会は開催されておまして、隣保館のあり方というようなところを市長の方から、意見をいただきたいということで、この運営審議会に諮問いたしまして、それに対して、答申が1度あったということで、それ以降の開催はないというところでございます。

(委員)

- ・了承

8 議 事

(1) 令和5年度隣保館事業実施結果報告について

(委員長)

令和5年度隣保館事業実施結果報告についてお願いします。

(事務局)

- ・資料7（相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、地域交流促進事業、その他）の説明

(委員長)

- ・事務局の方から説明がありました。事業結果に関して何かご意見ありましたらお願いします。

(委員)

3点ほどお聞きします。1つは全隣協がしている隣保事業士という資格の件です。この資格を丹波市では、行政として研修を受けて隣保館事業にどのように取り組むのかということが一つと、職業相談で、この隣保館というのは、就労困難者に対しては、相談があった場合、失業保険が3ヵ月延長できるんですよね。そういうことをご存知ない人も大半と思うのですよね。そういうことがきちっと仕事を探してはる人たちに伝わっているのかどうか。それから、隣保館は、どういう関係部署と連携されたり、協議をされているのか、お聞きしたい。

(事務局)

1点目の隣保事業士です。資格取得講習会が毎年開かれています。長く隣保館に配属される職員の中で、そのタイミングを見まして、実際に受講した職員はおります。一昨年でしたか、少し長くおりました職員が、スキルアップを兼ねてその講習会を受講したというような経過がございます。なかなかその隣保事業士を持った職員を配置するところまでは考えられませんが、研修の機会或いは隣保館事業を考える上でのスキルアップの一つとして、そういった機会を捉えて、参加し資格を取りに行くといったようなことは考えていけると思います。

それから二つ目の、ハローワークの職業相談場所になっているというところで、以前からそういうようなことであるというところで、お教えていただいております。前々回もそういった失業相談であるとか職業相談は相談を受けた中でも、分けて報告してほしいというところで、今年度も職業相談という項目を設けさせていただいて該当があれば表示させていただいているところでございます。積極的にそこを打ち出しているのかというと、そこまでは実際にはしていないという現状ですけれども、そういったこともしっかり受け付ける機能があるのだというところは承知しておりますので、そういった相談があれば、適切に対応していきたいというふうには考えております。

それから、連携・協力についてですが、例えば委託事業にはなりますけれども、長年、NPO 法人と協力しながら、子どもの居場所づくりというような事業にも取り組んでおります。そこから、信頼関係も実際の利用者さんとも築かれておるといったようなところ、それから地元の西中連合自治区と協力しながらこちらもお手伝いをしながら、この隣保館を使って高齢者の居場所というようなところもしています。地域や各種団体と一緒にあって取り組むなど、その視点は忘れないように取り組んでいるというところでございます。

(委員)

隣保館事業士は、機会があったらではなくて、むしろ新しく来られた職員さんが隣保館事業をどのようにしていくかを学ぶことで、そのスキルを持たないといけないのではないかとということで、相談の対応にしても学べる場所だと思います。いろいろな方が取り組んでいる人たちの話を聞きながらスキルアップするということなので、新しく来られた方が取得できるような環境づくりをしてもらったら、隣保館そのものがどういう事業をしていくのかということを感じてわかってもらえるので、それは少

し考えてもらえたら嬉しいなというふうに思います。それから、もう一つ言われた、いろいろな相談があつて、その場合には他の部署とのケース会議とかをたぶんされていると思うのですが、そのケース会議をやられる場合の組織を聞かせてほしかったのです。

(事務局)

隣保事業士につきましては、その時の職員人事のことがありますので、機会を捉えて、それから予算のことも踏まえまして、今後検討してまいりたいと思います。それから相談機関におきましてどんな連携があるのかというところです。市役所内だけではなく、本当にいろいろなセクションへ相談が入ってきます。そういった中で、今年度から、新たに今回福祉部局がグリップしているのですが、市民生活課題解決連携会議と言いまして、関わっている部署も高齢、就労、人権なども入っております。それから教育、子育て、健康問題、障がいのある人の問題、そして、あらゆる機関が、福祉総合相談が中心となって、そこで連携・情報共有、横断的な支援体制を目指すというような庁内会議がございます。個別でも連携が取りやすいように担当者同士が連携を取るための連携会議は組織としてはございます。そういったところに人権啓発センター職員も入りながら、顔を突き合わせて相談しやすい体制っていうのは日々から作っていったおるといような状況です。

(事務局)

生活相談として広報等させていただいていますので、隣人とのトラブルであったり、或いは家庭内での問題等についてもご相談を受けています。それぞれ隣保館だけにご相談される訳ではなくて、いろいろなところに相談されていますので、どのような支援をしたらいいかってということもご相談させてもらっています。

(委員長)

他にありませんか。

(委員)

相談事業のことを伺いたかったのですが、年齢的なことをお伺いしたい。それと、解決に向かったとか、何か方向性がわかった件数がいくつとか、そういう内容で分けてもらった方がいい。なかなか前に進まなくても聞いてもらってホッとするという場所であるというのがすごく大事だから、その辺りの要素も考えて報告の仕方を考えていただいたらよくわかる。もう1点なのですが、これはお願いなのですが、さっき連携しているNPO法人のお話があったのですが、もしできたら、最近のこどもたちの様子とか、そんなことを委員会で話してもらったら嬉しい。

(事務局)

年齢層については、40代から80代まで、高齢者の方が多いという傾向にあります。職業相談について、委員から、制度を踏まえて、相談に乗ってあげてくださいというお話がありました。求人求職活動等を含めてのご相談は、昨年度はございませんでした。

相談者に寄り添って話を聞き、心を落ち着かせて次に前へ進んでいただくというような対応もしているのですが、それを相談者によって対応に線引はせず、それぞれ精一杯話を聞かせていただいて、提案できるところについては、提案をさせていただい

ているところです。

アドバイスを聞いて対応してください。だけど、それでも駄目なのですよって
いう形で続けて相談されてきます。

(委員)

ケースワーカーを使わないといけないのではないですか。

(事務局)

そういうところは、関係機関と連携させてもらいながら進めているところです。少し自分が困ったとか、どうしたらいいのと思ったときに、相談する一つの窓口になっているのかなと思います。

(委員)

生活支援をしっかりとしないと、話を聞くのはいいのだけれども、はっきりした具体的な支援は、もう福祉の方に任せて。だからその辺りの動きは、ある程度のところで、見切ってやらないと、来たら話はもちろん聞いてね、その役割分担をされたらもっと楽になるのではないかなと思うのです。

(委員)

その地域の民生委員の方は知っておられるのか。そういうところへのその繋がりがあったら、もっと早く何かいい方向に行くのではないかなと今話を聞きながら思ったのです。

(事務局)

隣保館からも、民生委員っていう方が地域にいらっしゃるとお話しすると相談に行ってくださいしていました。そういった地域の方と連携しながら、見守っていく、関わっていくことが必要だと思います。

(委員長)

そういう年齢とか、内容も含めたことを、会議で報告できますか。聞いて、言葉で理解してくださいではなくて。

(事務局)

細かな内容については言えないこともありますが、昨年度は年齢についてご報告できていません。

(委員)

言いたくない人もあるかもしれませんが、おおよそのあたりの地区にお住まいかとか、聞き方とかタイミングはありますけれども、ご家族のことがわかればとか、年齢ぐらいは聞かないと、どうなんだろうと。

(事務局)

お名前や住所であったり、性別であったりについては、記録用紙の中にあって、お聞きしてよろしいですか。と尋ねても、いや、名前は言いませんっておっしゃられることもあり、その時点で止めてしまうところがあります。

(委員)

それはそれで不詳でいいと思うし、名前は言いたくないけども、相談したいという人は結構あると思います。相談される方がこういう方が多いとか、年齢層的にこういう方が多いとか、そうしたら、高齢者福祉のところの部署等の連携がもっと必要なのかとか、いわゆる障がい者関係とか、何が必要なのかとか、そういうところがはっきりわかってくると思うのです。そういう意味で言うと、隣保館というのはワンストップを目指してということで、ここへ来た人をどこかの部署に回すのではなくて、ここで聞いて、この職員さんが他の部署との連携を取りながらつないでいくという仕事の仕方と思う。ここに行ったら、相談する場所も一緒になって考えてもらえる場所になったら、いろいろな相談に来やすい場所という形で隣保館はあると思いますので、そういう意味では、状況がわからないと委員さんも件数だけではわからないということになるかと思います。どのような相談がこの隣保館には多くあるとか、そのようなことがわかると思うので、丹波市ではこういうことができるのではないかと、ここを重点的に隣保館事業としては、一緒に連携しながらやられたらどうですかという話が見えてくるのだと思うのです。そういう報告がもう少し細かい形でいただけたら嬉しいなと考えています。

(事務局)

委員からお話があった年齢別とか、少し目安となるようなデータのものを次回お示しできればと思います。

(事務局)

相談の傾向とかを見せることによって、隣保館として一定の方向を運営委員会の方で意見を出してもらいやすいのではないかと思います。

(委員長)

その中で、これは解決した、これは未解決、継続という表現でいいので、それで委員さんに説明したら、わかってもらいやすいと思う。

(事務局)

こういう相談で、こういう傾向という言葉なり記号なり、見たらわかるようにして、それで、そういう相談が多いのであればこういう事業したらどうかとかの参考になるかと思うので、検討させていただきたいと思います。

(委員長)

連携している連携先とかも書いていただきたいと思います。

(事務局)

わかりました。もう一点のNPO法人の出席については、相談したいと思います。

(委員)

当事者の声をお聞きしたいです。

(事務局)

わかりました。

(委員長)

他になれば、事務局、次の説明をお願いします。

(事務局)

2月15日に、運営委員会で茨木市に視察研修に行かれた委員さんで、何かご意見等がありましたらお願いします。

(委員)

茨木市や豊中市もそうなのですが、いわゆる隣保館ということではなくて、隣保館、民生委員、社会福祉協議会のチームができていて、一軒一軒訪問されて行っている。待っているのではなくて、「何か問題ありますか」ではなくて、ただ訪ねて行って、それを継続していたら、相談が出てくるということで人間関係を作っていくとかをされてる。それをまた関係機関で論議するっていう形でされています。相談ができない状況をどうやっていくか、いろいろな工夫をされて人との繋がりを作っているの、待ちではなくて出ていくという作業、そういうことの中で繋がりを作って、連携関係を作られて、取り組みをされている

(事務局)

待ちではなくて相談しやすい環境をどのように作っていくか。なかなか相談できない人をどうするかというところになるとやはり、いかに、そういう目を持つか、連携を持つかということが大事というところのご意見いただいたかと思います。

(委員長)

他の館はどのようなことをやっているのだろうか、委員さんが交流する機会ができれば嬉しいなというふうに、また皆さんの意見聞きながらと思っています。

(2) 令和6年度隣保館事業実施計画について

(事務局)

今年度の事業実施計画の説明をさせていただきます。

・資料9（相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、地域交流促進事業、その他）の説明

(委員長)

ただいま、6年度の事業計画、説明がありました。何かご意見はありませんか。

(委員)

高齢者の居場所について、地元の方でボランティアっていうことでやられている。これに対する行政的な補助は出ているのですか。

それからもう一つは、折角この前茨木市の方に行ったので、何か一つ新たな事業でもやられたらどうかなという思いがあって、外国から来ている労働者の方がすごく多くて、国際交流協会の方でやっておられるというのは聞くのですが、なかなかそこに行けない。隣保館事業の中で日本語教室とか、識字学級は隣保館でできるはずですから、その中の一つとして、日本語教室とかなんかを隣保館の事業として取り組まれたら、さっき言われた多文化共生という中のいわゆる料理教室ですか、来ている人にそこに参加してもらええることも考えてもらえたら嬉しいなという思いがあります。

もう一つ、地域の住民学習、人権学習がありますよね。大体 DVD を見て終わり。地域の人権課題とかそのような話になるかならないって、そういう意味でいうと、もう少し隣保館とかが関わって、中身を検討されたりとかするということも大切と違うかなという思いがあったので、聞かせてもらえば嬉しい。

(事務局)

1 点目の高齢者の居場所づくりですけれども、現在やっている部分につきましては、市からの金銭的な支援はございません。地域の中の取組を、会場であるとか計画企画の部分で相談に乗らせていただいて、運営をお助けしているというようなところでございます。考え方として市でやっていくのか、でも地域の方が主体となってその課題に対してやっていくというようなところなのか、どちらかというところの方を尊重させていただいて、現状は取り組んでいるというようなところでご理解いただけたらなというふうに思います。

それから二つ目、茨木市へ行って何か新しいことができないかというようなところのご質問でございます。非常に茨木市の取組は様々なことをされておりました。一気に同じことをするのかどうかというような議論ももちろんございますけれども、まずその中で一つ、今年、先ほど説明させていただきましたスマホ教室、茨木市の中でパソコン教室であったりとか、少しそういった取組をされているというような中で、行かれた委員さんからもこんなこともされているのだねというようなご意見がございました。そういったところと今、市内でもいろんな経済的な詐欺に遭われたというようなニュースもありますので、一度企画してみようかなというようなところで今計画しておるというようなところでございます。

あと前回の2月の委員会の中で、何か「じんけんセミナー」の方でもテーマ性を持って、1回やったではなくて深掘りしていくというようなことを、年度ごとにこうやっていってはどうかというようなこともご提案いただきました。今年度については、それぞれ今、性的マイノリティのことであるとかインターネットのことというのはそれぞれ単体では、それぞれのテーマではありますが、課題をとらえて今年度は、設定しておるというようなところでございます。テーマ性を持って、2回3回みたいなようなところは、ご意見いただいておりますので、もうしばらくすると来年度の事業計画なんかも予算も含めて立てていくことになりますので。そういった中で検討して参りたいなというふうに思っております。

それから3点目の自治会を中心にしていただいております住民人権学習です。隣保館の関わりがあると言われると、どちらかというところと人権啓発センター人権推進係の方で、中心になって取り組んでいるというところなんです。なかなかテーマも難しくってDVD見ただけじゃないか、運営自体も偏っていないかというような意見を他からもいただくところはあります。そういった中で、少し今日お持ちしておるのですけれども、回させていただきますけれども、どんな人権課題があるということ自体も少し、役員になられた方なんかもわかりづらいといったようなことがあります。もちろん年に1回これが推奨テーマですよというようなDVDをご提案するのですけれど、それだけに捉われなくて、例えば高齢者の課題があるとか課題を捉えて、企画していただくというようなマニュアルみたいなものを、住民人権学習の担当者の方にご説明するような資料を作っております、少しでも開催していきやすい、住民学習にしていくような形で支援しておるというようなところでございます。それから性的マイノリティ、それから今年度はインターネット上の部落差別といったような出前講座なんかも、人権啓発センターの職員が行って、少しでも住民人権学習に取り組んでいただきたいような

環境づくり支援は、実施しておるといったところです。

(委員)

わかりました。スマートフォンの話ですけど、若い人たちがスマートフォンや携帯でほとんど全部これで済みますので、パソコンのワードとかエクセルを使う仕事・職場へ行っても、使えないってということが現に起こってきているということも理解してもらえたらと思います。

それともう一つ、「じんけんセミナー」の第2回、丹波市においても水平社と全く関係がないのではなくて、他の地域に行って水平社を広げるのだという、最初の動きがあったりとか、そういうことの話が聞けたら面白いんですけど、そこだけ事前の打ち合わせだけ十分しておいて欲しい。

(委員)

第4回のインターネットの関係、これどなたか今相談されていますか。

(事務局)

いいえ、まだ企画中でして、当事者の方や実際被害があった方をお呼びしようかなっていうようなところでは思っているのですけども。

(委員)

インターネットの関係でしたら、研究員が、いわゆるインターネット上が今どうなっているか、インターネットの人権関係、相談してもらえたらと思います。

(事務局)

また機会がありましたら相談したいと思います。

(委員長)

他にありませんか。

(委員)

先ほどのボランティア「ひなたぼっこ」の活動費のことなのですが、社会福祉協議会のふれあいサロンみたいなことに登録されているのでしたら、補助金が出るので、その辺りの事情を聞いて、良い情報を流してあげたらよいと思います。

(委員長)

実はこの「ひなたぼっこ」、館長の方から声をかけられて、こういうものがないかという相談があって、連合自治区で作ろうかということになって、自治会が取り組んでいる。隣保館から、声をかけていくのが大事。そういう地域づくり。

(委員)

今言われましたように、私のところでも福祉の会があって、そこで給食の会を1回やって、それは振興会の方で社会福祉協議会から予算をもらって、計画を出しております。

(委員)

だからそういう良い情報、活動しやすい情報を流してあげるのもここのお仕事とい

うのかなと思う。

(事務局)

「ひなたぼっこ」の件なのですけど。側面的な支援や行事の内容を計画する段階で私も入っています。それと先ほど社協の補助金のことですが、この前言われたのですが、相談されていますので、そういうお金が直接かからない面については私の方で、ご協力というか、支援させていただいています。

(委員)

まだもう一つお願いがあるのです。このスマホ教室ですがごくいいなと思う。高齢の人が、単純なことを知りたい。その相談場所が本当に歩いている地域にあった方がいいので、その地域の指導者を育てる教室やってください。地域にその人材を育てる視点を持っていいただければ嬉しいなと思う。

(委員)

スマホなんでも相談事業ですけども、非常に今ニーズがあります。非常に喜んでもらっているのかと思いますので、確かにそういう指導者を増やす方がやっぱり大切なと思います。

(委員)

指導者育成プログラム、新しい事業ですね。

(委員)

別のことですが、小学校の人権教育が、どんな感じか、少し時間を取らせてもらいたいなと思います。この「じんけんセミナー」とか、「人権歴史講座」、大変ありがたいなと思っています。というのも、解放学級とかで結構盛んにされていたときは、学校の職員全体が関われるように、例えば水曜日の6時間目みんな帰ってから残してやるとかいうことを全職員でやり、関わったんですけど、もうやっぱ勤務時間の適正化とか、いうこともあって、どうしても教育課程内でやるのが今増えてきています。そのために、6年生の先生はよく関わったりとか、人権担当が関わったりというのがあったんですけど、やっぱりそういう関わりがすごく減っているのが現状です。なので、こういう講座をしていただいたら、その参加もできますので、ありがたいなと思っています。

もう1点、外国籍のこどもがいる小学校も結構増えておりまして、母国語も育っていないし日本語も十分でなく、どっちつかずみたいなのもおられますので、学べるところがこどもにとってもあったらすごくありがたいなと思いました。

(委員長)

他にありませんか。

(委員長)

丹波市の隣保館の予算が、どれにどれだけかかっているかというぐらいは、この説明の時には必要ないのかなと思う。

(事務局)

年度によって若干差はありますが、年間予算ベースでは人件費除いて 700 万円ほどです。電気代とかも含めて。そういった中で工夫を凝らしながらというところなんです。

(委員長)

こういう話をする時は、資料出していただいたらありがたい。

(委員)

人権っていう話は、一番の基本です。削るのではなくて、こういう事業やりたいの、ということをやはり提起した方がいいと思う。

(委員長)

電話相談は、電話代は相手持ちですね。

(事務局)

そうですね。

(委員)

相談はフリーダイヤルがいいと思います。

(事務局)

話を聞いてほしいと長い電話をされる方もありますので予算的に厳しいです。

(委員)

本当は相談したいけれどできませんとか、電話代がちょっとしんどいですわっていう人があるかもしれないので。

(委員長)

資料 10 の説明をお願いします。

(事務局)

・資料 10「令和 6 年度 丹波市隣保館事業 各種講座年間スケジュール」の説明

(委員長)

このことについて何かご意見ありませんか。

(委員)

講師の都合があるということなのかわからないのですけれども、時間的なことや曜日は少し考えてもらえば嬉しいなと思いました。

(事務局)

先生については、夏休みで出やすいかなという想定です。マイノリティについては、ちょっと電車の時間とかでこのような時間帯になっています。いろいろな方がいろいろな曜日、時間帯で参加できるように、いろいろなパターンで、今いただいた意見も参考にしながら考えていきたいと思います。

(委員長)

他にありませんか。それでは全体を通じて何か意見・質問何かありませんか。
ないようですので事務局へお返しします。

(事務局)

大変たくさんご意見をいただいて、職員一同、本当に今後の事業の参考になったと思います。

(委員長)

提案なのですが、運営委員会が年2回開催なのですが、聞きたいこともあるので中間報告ができないものかと思います。運営委員会としては何か言うのは、機会が少な
いかなというふうに思います。

(事務局)

ご意見いただいたことも踏まえて開催の次回の日程については、ご案内させていただきたいと思います。

(委員長)

それでは本日予定されておりました議事はこれで終了いたします。それでは、閉会の挨拶を副委員長よりお願いいたします。

(副委員長)

本日は本当に皆様から忌憚のないご意見をたくさんいただきました。本年もスマホ教室みたいな形で、少しずつ取り入れていただいているのが、ありがたいなと思いました。前向きに、自分の意見を発言していただいて、この会がより良いものになっていくようにと、思いましたので、また今後ともどうぞよろしくお願いいたします。これをもちまして、第1回隣保館運営委員会を終わります。ありがとうございました。